

建管 第152-4号
令和4年 4月25日

関係各団体の長様

埼玉県県土整備部建設管理課長 高橋 厚夫 (公印省略)

請負代金内訳書における法定福利費の明示による
法定福利費の適切な支払いのための取組について (参考送付)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課入札制度企画指導室課長補佐から令和4年4月15日付け事務連絡により、引き続き法定福利費の適切な支払のための取組の実施に努めるよう依頼がありました。

つきましては、埼玉県が発注する土木工事及び営繕工事における請負代金内訳書に明示された法定福利費の確認について、下記の対応をすることとしましたので参考に送付します。

記

1 取組の内容

(1) 法定福利費概算額の算出(**別紙1のみ変更**)

予定価格に占める法定福利費概算額は次のとおり算出する。

ア 土木工事

予定価格を定める際に積算した工事価格に別紙1の工種に応じた割合を乗じて算出する。

イ 営繕工事

予定価格を定める際に積算した工事価格から別紙2のとおり算出する。

(2) 法定福利費の妥当性の確認(**変更なし**)

受注者から提出された請負代金内訳書の法定福利費が著しく低い場合 ((1)の額の1/2未満を目安) に、受注者に対して次の確認を行う。

ア 計算間違えや桁のずれ等、人為的過誤がないこと。

イ 法定福利費の算出に当たって、国交省作成の「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠すること等、適切な方法で行っていること。

ウ 下請け契約を締結する工事 (締結することが見込まれる工事を含む。) においては、当該下請負業者分の法定福利費を含めていること。

(3) 上記(2)の妥当性の確認を経ても一定以上の乖離幅がある場合(**変更なし**)

法定福利費の妥当性の確認を経ても、(1)で算出した法定福利費概算額の1/2以上の乖離幅がある場合に、受注者に対して次の確認を行う。

ア 下請企業から提出された見積り等を活用し、法定福利費を算出している場合は、各下請企業の請負工事に対する見積書等の根拠資料の提示による説明

を求める。

- イ 労務費額に法定保険料率を乗じて法定福利費額を算出している場合、法定福利費額の算出に用いた労務費額（工事価格に労務費率を乗じて労務費額を算出する場合にはその率）及び法定保険料率について、計算書等の根拠資料の提示による説明を求める。
- ウ 工事価格に法定福利費率（工事価格に含まれる平均的な法定福利費の割合）を乗じて算出している場合、法定福利費額の算出に用いた法定福利費率等について、計算書等の根拠資料の提示による説明を求める。

**(4) 上記（3）の算出根拠の確認を経てもなお一定以上の乖離幅がある場合
(変更なし)**

算出根拠の確認を経てもなお、（1）で算出した法定福利費概算額の1／2以上の乖離幅がある場合、発注者から建設管理課審査・指導監督担当あて、法定福利費概算額が乖離している事案を通知（別添様式）する。

2 適用年月日

令和 4年 5月 9日以降に請負代金内訳書の提出のあった工事に適用

3 その他

別途、各発注部局において運用を定める場合はこの限りでない。

担当 技術管理担当 宮澤 高木
電話：048-830-5201
e-mail: a5190-02@pref.saitama.lg.jp

建築・技術積算担当 甲田 内藤
電話：048-830-5192
e-mail: a5190-06@pref.saitama.lg.jp

審査・指導監督担当 藤倉 梅澤
電話：048-830-5171
e-mail: a5190-10@pref.saitama.lg.jp